

第7章 文化財の保存・活用に関する措置

第6章で設定した基本方針に基づき、将来像を実現するため、具体的な措置を設けます。なお実施主体は、行政や市民も含めて明記しています。財源は市費、国費（文化財補助金、地域未来交付金など）、府費、その他民間等の資金利用について、可能な限り記載しました。実施期間は、前期が令和9年度（2027）～令和11年度（2029）、中期が令和12年度（2030）～令和14年度（2032）、後期が令和15年度（2033）～令和18年度（2036）です。

表 7-1 措置一覧表

めざす将来像	基本方針	No.	措置の名称	措置の内容	主体	財源	期間		
							前期	中期	後期
なわての「わ」を未来へつなぐ	なわての我を知る	1	新修四條畷市史の編さん	新修四條畷市史の編さんに向け内容を検討する	市（文化財担当課）	市			
		2	文化財報告書の刊行	四條畷市史資料集をはじめとした各種文化財報告書刊行を継続する	市（文化財担当課）	市			
		3	市内の文化財の把握調査の実施	・旧家などの歴史資料（古文書）把握調査を専門家と協力して実施する ・市内の民俗文化財の把握調査を専門家と協力して実施する ・氷室跡、龍尾寺跡などの遺跡の分布調査を実施する	市（文化財担当課） 文化財所有者 専門家	市			
		4	市内の文化財の詳細調査の実施	・市所蔵および個人所蔵の古文書詳細調査を専門家と協力して実施する ・民俗文化財の詳細調査を専門家と協力して実施する ・建造物詳細調査を専門家と協力して実施する	市（文化財担当課） 文化財所有者 専門家	市			
		5	祭り・行事調査の実施	大阪府事業の祭り・行事調査を継続する	大阪府 市（文化財担当課） 専門家	府			
		6	埋蔵文化財発掘調査の実施	・発掘調査に対応できる専門職員を常に十分配置し、必要な際に必要な箇所で埋蔵文化財発掘調査を実施する ・発掘調査が必要な際は文化財保護法の趣旨を理解し協力する	市（文化財担当課） 市民 事業者	国・市・民			

表 7-1 措置一覧表

将来像 めざすべき	基本方針	No.	措置の名称	措置の内容	主体	財源	期間		
							前期	中期	後期
なわての「わ」を未来へつなぐ	なわての我を知る	7	発掘調査整理作業の実施	発掘調査実施後は必ず整理作業を実施し、順次報告書を刊行する	市（文化財担当課）	国・市・民			
		8	文化財調査年報の刊行	個人や零細事業者が原因となる発掘調査の整理事業を継続し、発掘調査報告書『四條畷市文化財調査年報』の刊行を継続する	市（文化財担当課）	市			
		9	発掘調査報告書の刊行	施設再編に伴う発掘調査（中野遺跡、奈良井遺跡）、忍ヶ丘駅前土地区画整理事業発掘調査（忍ヶ丘駅前遺跡、南山下遺跡）、清滝中町線発掘調査（大上遺跡、城遺跡）などの整理を実施し、報告書を刊行する	市（文化財担当課）	市			
		10	史跡飯盛城跡詳細調査の実施	飯盛城跡整備基本計画に基づき石垣および遺構の調査を順次実施する	市（文化財担当課）	国・市			
		11	田原城跡総合調査の実施	田原城跡総合調査を引き続き継続し、過去の調査成果も交えた総合調査報告書を刊行する	市（文化財担当課）	市			
	なわての輪を守る	12	指定文化財の指定および登録文化財の登録	指定文化財や登録文化財の候補物件を選定し、準備が整ったものから順次指定や登録をすすめる	国（文化庁） 大阪府 市（文化財担当課）	国・府・市			
		13	田原城跡の市史跡指定	・ 田原城跡総合調査報告書刊行後に手続きを進め市史跡に指定する ・ 田原城跡の除草を定期的実施し、整備手法を検討する	市（文化財担当課）	市			
		14	発掘調査記録のデジタル化	既往の発掘調査の測量原図、撮影写真のデジタル化を実施し、原版とともに保存する	市（文化財担当課）	市			
		15	写真記録のデジタル化	既往の撮影写真を整理しデジタル化を実施し、原版に加えてデジタルデータで整理保存する	市（文化財担当課および広報担当課）	市			
		16	試掘・確認調査記録のデジタル化	・ 過去の試掘・確認調査および発掘調査の記録を整理する ・ 市内 WEBGIS 上で既往調査箇所と内容を確認できる仕組みを情報政策担当課と検討する	市（文化財担当課および情報政策担当課）	市			

表 7-1 措置一覧表

めざすべき 将来像	基本方針	No.	措置の名称	措置の内容	主体	財源	期間		
							前期	中期	後期
なわての「わ」を未来へつなぐ	なわての輪を守る	17	民俗文化財の保存	・無形の民俗文化財を地域で継承する ・所有者での保存が困難な有形の民俗文化財を収集する ・文化庁補助金を活用して民俗文化財の記録作成と道具の修理を実施する	市 文化財所有者 市民 (民俗文化財保存団体)	国・市・民			
		18	古文書の保存	・市所蔵古文書の適切な保存管理を継続する ・文化財所有者が所蔵している古文書等が適切に保存管理されるよう専門家の意見を聞きながら指導助言する	市（文化財担当課） 文化財所有者 専門家	市			
		19	歴史民俗資料館土蔵の耐震対策及び本館の長寿命化	適切な調査を実施し、調査結果に基づき対策に必要な措置を講じる	市（文化財担当課）	国・市			
		20	文化財保管場所の確保	歴史民俗資料館周辺など市内での収蔵庫確保もしくは建築を検討する	市（文化財担当課）	国・市			
		21	史跡指定地公有化の検討	将来的な史跡指定地の公有化に向けた検討をおこない、飯盛城跡史跡指定地の地籍調査実施に向けた準備を進める	市（文化財担当課）	国・市			
		22	文化財の災害対応の周知	・文化財災害対応表を所有者に配布して周知する ・文化財防火デーに合わせて防災訓練を継続する	大阪府 市（文化財担当課） 文化財所有者	市・民			
	なわての話を活かす	23	登録有形文化財（建造物）の活用	所有者と連携して、国登録有形文化財建造物特別公開事業や活用事業を実施する	市（文化財担当課） 文化財所有者	国・市			
		24	歴史民俗資料館の運営	歴史民俗資料館常設展および年1回の特別展などで市民へ多様な文化財展示を提供する	市（文化財担当課） 指定管理者	市			
		25	歴史民俗資料館来館ルートの整備	・来館ルートの案内板を再整備する ・来館ルートのホームページおよび動画公開を行う	市（文化財担当課） 指定管理者	市			
		26	文化財周遊ルートの検討	市内の文化財や遺跡を周遊できるルートを歴史サポーターと共に検討する	市（文化財担当課） 市民 (歴史サポーター)	市			

表 7-1 措置一覧表

めざすべき 将来像	基本方針	No.	措置の名称	措置の内容	主体	財源	期間		
							前期	中期	後期
なわての「わ」を未来へつなぐ	なわての話を活かす	27	郷土史カルタ句碑の活用	郷土史カルタをめぐるラリーを実施するなど、句碑を活用し、所在地（たとえば敷地のどの場所か）を再周知する方法を歴史サポーターと共に検討する	市（文化財担当課） 市民（歴史サポーター）	市			
		28	文化財活用の広域連携	北河内地域文化財広域連携会議への参加を継続し、毎年の活用事業実施を継続する	市（文化財担当課） 行政（北河内地域文化財広域連携会議）	市			
		29	小中学校との連携	・ 郷土教育の副読本を引き続き作成し授業で活用する ・ 出前授業や探究授業をはじめとした小中学校の授業と連携する	教育委員会（学校教育担当課） 市（文化財担当課） 学校	市			
		30	高校・大学との連携	・ 探究授業をはじめとした高校・大学の授業と連携する ・ 四條畷高校の探究授業や各大学の研究活動をはじめとした授業や研究の機会を活用し、文化財の保存および活用を協働で実施する	市（文化財担当課） 学校	市・民			
		31	指定等文化財パンフレット作成	一般向けに市内の指定等文化財を説明するパンフレットを作成する	市（文化財担当課）	市			
		32	史跡飯盛城跡の活用	・ 飯盛城跡を活用した講演会を大東市と連携して実施する ・ 飯盛城跡のパンフレット作成を大東市と連携して継続する ・ 飯盛城跡についてホームページや SNS で発信する	市（文化財担当課）	国・市			
		33	田原城跡の活用	・ 田原城跡の価値を発信する講演会を開催する ・ 田原城跡の価値を説明するパンフレットを作成する ・ 田原城跡の価値を広報、ホームページ、SNS で発信する	市（文化財担当課）	市			

表 7-1 措置一覧表

めざすべき 将来像	基本方針	No.	措置の名称	措置の内容	主体	財源	期間		
							前期	中期	後期
なわての「わ」を未来へつなぐ	なわての話を活かす	34	文化財を活用したグッズ	・文化財を活用した PR グッズを開発する (四條畷市イメージキャラクターを含む) ・開発したグッズの配布もしくは販売を検討する	市(文化財担当課 およびシティプロモーション担当課)	市・民			
		35	文化財情報の発信	・文化財の発信に ICT を活用し、文化財 SNS 投稿及び文化財動画の作成と公開を順次行う ・全国文化財総覧での報告書や文化財関連書籍の公開を継続して実施する	市(文化財担当課) 大学等	市			
	なわての環を整える	36	千光寺跡移築広場の再整備	千光寺跡移築広場の再整備を実施し、適切に管理する	市(文化財担当課)	市			
		37	正法寺跡の整備	正法寺跡を遺跡広場として整備し公開する	市(文化財担当課)	市			
		38	菰屋北遺跡説明板の更新	土地所有者の大阪府と調整のうえ菰屋北遺跡説明板を現位置で更新する	市(文化財担当課)	市			
		39	街道の再整備	・各街道の案内板を順次再整備する ・各街道を現地で明示する整備手法を検討する	市 (文化財担当課および建設管理担当課)	市			
		40	郷土史カルタ句碑の再整備	郷土史カルタ句碑を5年以内に更新し、適切な管理を継続する	市(文化財担当課)	市			
		41	史跡飯盛城跡の整備	・史跡飯盛城跡整備基本計画のスケジュールに基づき順次整備する ・史跡整備市町村協議会への参画を継続する	市(文化財担当課)	国・市			
		42	飯盛山登山道の管理	飯盛山登山道の適切な管理を恒常的に実施する	市(建設管理担当課)	市			
	なわての和を育む	43	歴史サポーター制度の運営	歴史サポーター制度を引き続き運用し、市内の文化財の保存および活用事業に市とサポーターが協力して取り組む	市(文化財担当課) 市民(歴史サポーター)	市・民			
		44	ふるさと納税への歴史・文化財枠創設	ふるさと納税で文化財愛護基金に組み込む仕組みを担当課と検討する	市(文化財担当課およびふるさと納税担当課)	市・民			

表 7-1 措置一覧表

将来像 めざすべき	基本方針	No.	措置の名称	措置の内容	主体	財源	期間		
							前期	中期	後期
なわての「わ」を未来へつなぐ	なわての和を育む	45	歴史民俗資料館への学芸員配置	指定管理者の更新に合わせて、歴史民俗資料館に学芸員を配置する仕組みを検討する	市（文化財担当課） 指定管理者	市			
		46	文化財専門職員の確保・育成	文化財専門職員の採用と十分な配置、育成	市 （文化財担当課および人事担当課）	市			
		47	文化財保存・活用体制の整備	・適切なタイミングでの機材更新 ・文化財事務を遂行できる人員の十分な配置 ・歴史サポーターとの連携	市 （文化財担当課および人事担当課） 市民（歴史サポーター）	市			

表 7-2 報告書刊行計画表

年度	報告書作成 （地域計画）	田原城跡 飯盛城跡	文化財保護事務 （年報）	市史編さん 事務	公共施設 再編
令和 9 年度	・民俗調査報告書 ・忍ヶ丘駅前整備事業整理開始 全体整理	田原城跡 過去の調査資料 整理 図面トレース	年報 15 号刊行	市史資料集 6	調査資料全体整理（調査と併行）
令和 10 年度	忍ヶ丘駅前遺跡 ①図面作成	田原城跡 総合調査報告書 作成・刊行	年報 16 号刊行	市史資料集 7	調査資料全体整理（調査と併行）
令和 11 年度	忍ヶ丘駅前遺跡 ①刊行		年報 17 号刊行	市史資料集 8	中野遺跡報告書 整理・図面作成
令和 12 年度	忍ヶ丘駅前遺跡 ②図面作成		年報 18 号刊行	市史資料集 9	中野遺跡報告書 刊行
令和 13 年度	忍ヶ丘駅前遺跡 ②刊行		年報 19 号刊行	市史資料集 10	奈良井遺跡報告書 整理・図面作成
令和 14 年度	忍ヶ丘駅前遺跡 ③図面作成		年報 20 号刊行	市史資料集 11	奈良井遺跡報告書 刊行
令和 15 年度	忍ヶ丘駅前遺跡 ③刊行	飯盛城跡 石垣等調査報告書 刊行	年報 21 号刊行	市史資料集 12	
令和 16 年度	南山下遺跡 図面作成		年報 22 号刊行	市史資料集 13	
令和 17 年度	南山下遺跡 刊行		年報 23 号刊行	市史資料集 14	
令和 18 年度	市道清滝中町線 整理開始・全体 整理		年報 24 号刊行	市史資料集 15	

※年報の刊行予定遺跡は清滝古墳群、坪井遺跡、北口遺跡、讃良寺跡・更良岡山遺跡、岡山南遺跡、四條畷小学校内遺跡、奈良田遺跡、岩奥遺跡、忍岡古墳など。市史資料集の刊行対象資料は四條畷高校関係資料、田中家文書、三牧家文書、岡嶋家文書、内海家文書など。年度により詳細調査あるいは整理が済んだものから順次刊行する。